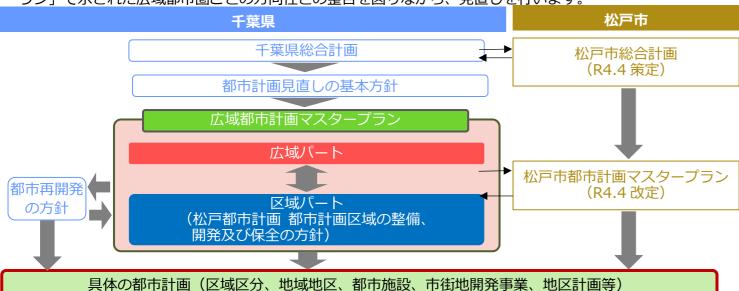
1. 位置付け

「東葛・湾岸広域都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下、広域都市計画マスタープランとする。)」は都市計画区域を超えた広域的な枠組みとして広域都市圏を設定し、広域都市圏毎に定め、広域的な視点から、都市づくりの方向性や方針を示すものです。

広域都市計画マスタープランは、広域パートと区域パートで構成され、広域パートは、東葛・湾岸広域都市圏についての方針が、区域パートは、松戸市の都市計画区域についての方針がそれぞれ定められております。

区域パート(松戸都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)は、「広域都市計画マスタープラン」で示された広域都市圏ごとの方向性との整合を図りながら、見直しを行います。



2. 広域都市計画マスタープランについて

(1) 広域都市計画マスタープランとは?

広域都市圏ごとに、将来の都市的土地利用のあり方を示すものです。 「都市計画見直しの基本方針」に基づき、圏域、居住、産業、防災・ 減災、自然環境の5つの観点から、土地利用の方向性を提示します。

マスタープランに位置づけることで、円滑に具体の都市計画(市街化区域編入等)につなげることができます。

○策定主体: 千葉県

○目標年次: 令和 17 年(2035 年)

○対象区域: 千葉県全域 広域都市圏は6圏域とします。

(東葛・湾岸、印旛、香取・東総、九十九里、

南房総・外房、内房)

〈千葉県広域都市圏図〉

(2) 策定の背景・目的

広域幹線道路の整備進展や生活・経済圏の拡大、自然災害の頻発化・激甚化など、県を取り巻く状況の変化に対応していくためには、広域的な視点に立って都市計画を推進していくことが必要となっています。

都市計画区域を超えた広域的な枠組みとして広域都市圏を設定し、広域都市圏ごとに「広域都市計画マスタープラン」を定め、広域的な視点から、都市づくりの方向性や方針を示すとともに、道路ネットワークや都市機能の集積を図る拠点等を明らかにするものとします。

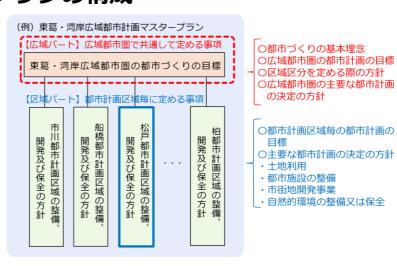
(3)基本的な考え方

県全域を対象とした都市計画見直しの基本的な考え方として、以下の5つが挙げられています。

- ① 広域的な視点に立ったマスタープランの策定
- ② 人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換
- ③ 社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興
- ④ 頻発化・激甚化する自然災害への対応
- ⑤ 自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備

(4)広域都市計画マスタープランの構成

「広域都市圏で共通して定める事項」と「都市計画区域毎に定める事項」に分かれて構成されており、中長期的視点に立った圏域の将来像と、その実現に向けた都市計画の大きな道筋を示しています。



(5) 東葛・湾岸広域都市圏の方針と構造図について

コンパクトで効率的な都市構造への転換

自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備

頻発化・激甚化する自然災害への対応

社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興



